



兵庫労働局発表
令和3年6月28日

報道関係者 各位



[照会先]

兵庫労働局労働基準部

安全課

課長 森永 芳彰

安全係長 黒田 龍介

TEL (078) 367-9152

FAX (078) 367-9166

令和3年建設業労働災害防止強化月間の実施

令和2年における兵庫県内の全産業における死亡者数34人のうち、建設業の死亡者数は12人(35.3%)で、中でも「墜落・転落」による死亡者数は7人と、全国でもワースト1と非常に憂慮すべき事態となっていました。

本年1月から5月までの建設業における死亡者数は1人と、前年同期の7人から減少しており、死傷者数(休業4日以上)は144人と、前年同期の154人より減少していますが、依然、重篤な災害に繋がる「墜落・転落」の占める割合については、高止まりの状況が続いています。

兵庫労働局では、毎年、7月1日から7月31日までを「建設業労働災害防止強化月間」と定め、事業者はもとより、関係行政機関、発注者及び労働災害防止団体等の参加の下、関係者が一丸となって、県下全域での集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとしています。

実施期間 令和3年7月1日から7月31日

建設業労働災害防止強化月間の主な実施事項

1 兵庫労働局長による安全パトロールの実施

- 兵庫労働局、神戸東労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部と合同で安全パトロールを実施します。安全パトロールにて、兵庫労働局長から現場作業者に向け、労働災害防止対策の徹底について、直に要請を行います。

実施日：7月1日(木)13時30分～15時50分頃

現場：(仮称)新中央区総合庁舎他建設工事
(神戸市中央区東町114、115)

元請：大林組・神鋼興産建設特定建設工事共同企業体

2 労働基準監督署による集中的な監督指導・個別指導等の実施

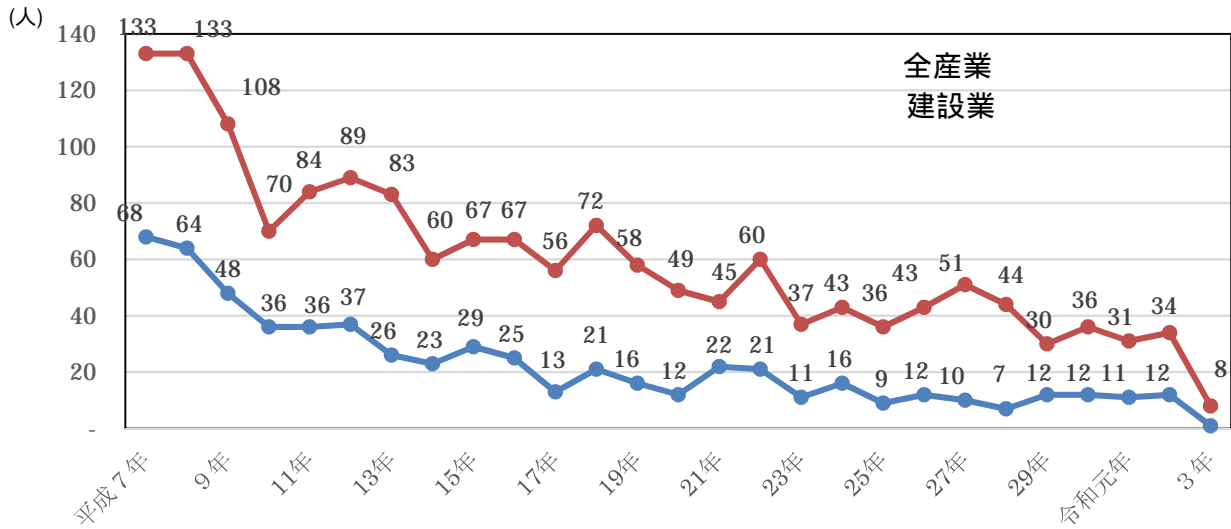
- 県下の労働基準監督署が各管轄地において、建設業労働災害防止協会各分会と連携のうえ、安全パトロールを実施します。
安全パトロールにおいては、「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」の取り組みとして、墜落制止器具の確実な使用など、具体的な墜落防止対策の徹底を呼びかけます。
- 県下の労働基準監督署毎に、墜落・転落災害、熱中症予防を重点として、建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導を実施します。

- (添付資料)
- ・令和3年建設業労働災害防止強化月間実施要綱
(「令和3年建設業労働災害防止強化月間」チラシ)
 - ・「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」チラシ
 - ・兵庫労働局 局長パトロールの実施について(詳細)
 - ・兵庫労働局 安全パトロール現場案内図
 - ・(仮称)新中央区総合庁舎他建設工事 工事概要

【参考】令和3年労働災害発生状況（令和3年1月から5月末日まで）

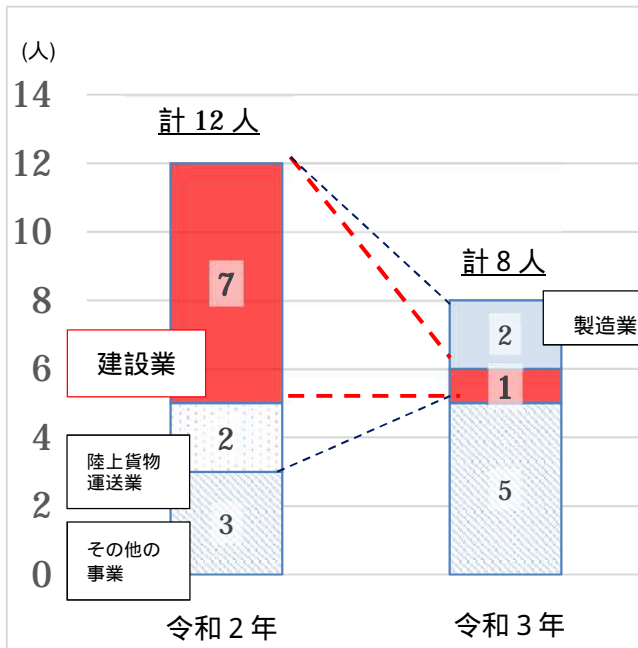
死亡者数の推移（平成7年～令和3年）

出典：死亡災害速報、労働者死傷病報告



令和3年は5月末現在(速報値)

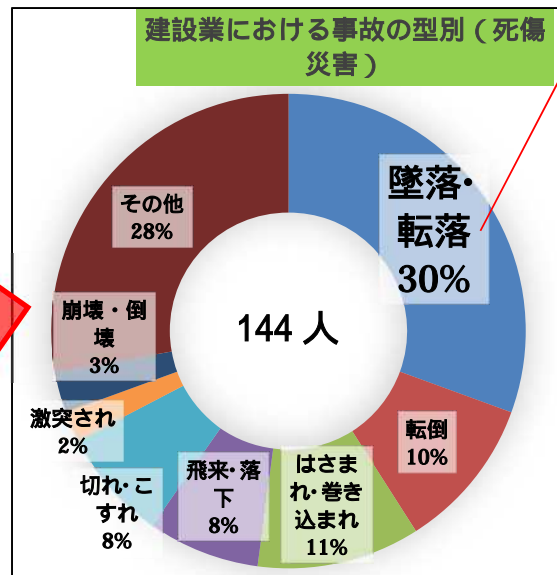
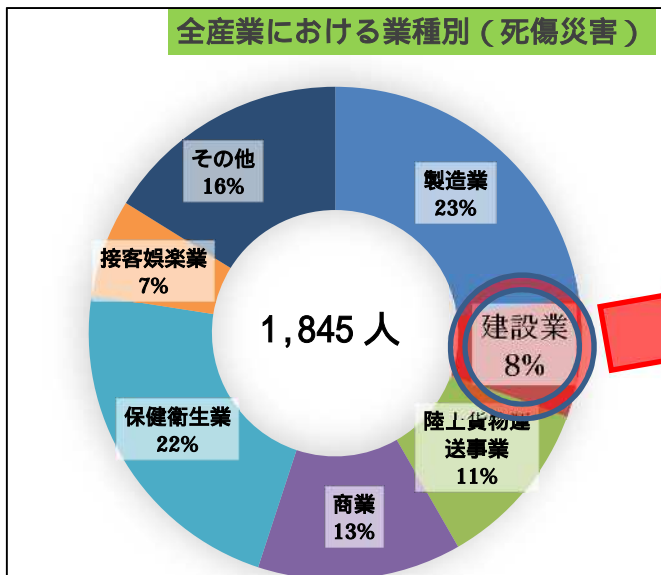
死亡災害発生状況（1月～5月末）



令和3年1月から5月末日までの期間に建設業において発生した死亡災害は1件であり、事故の型としては、足場からの**墜落災害**となっています。

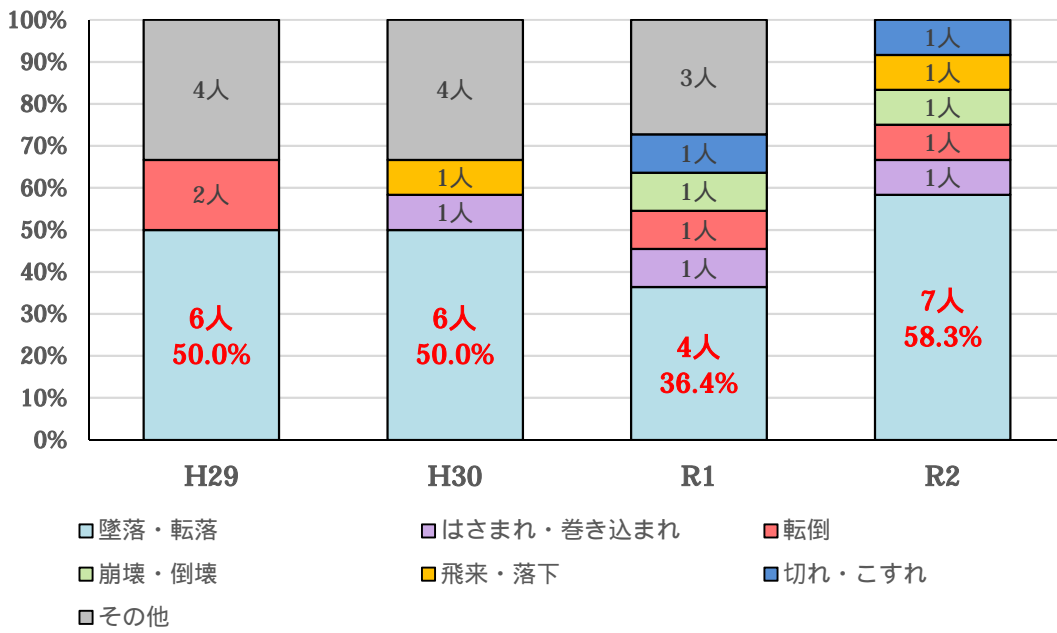
休業4日以上の死傷災害発生状況（1月～5月末）

前年同期比±0人



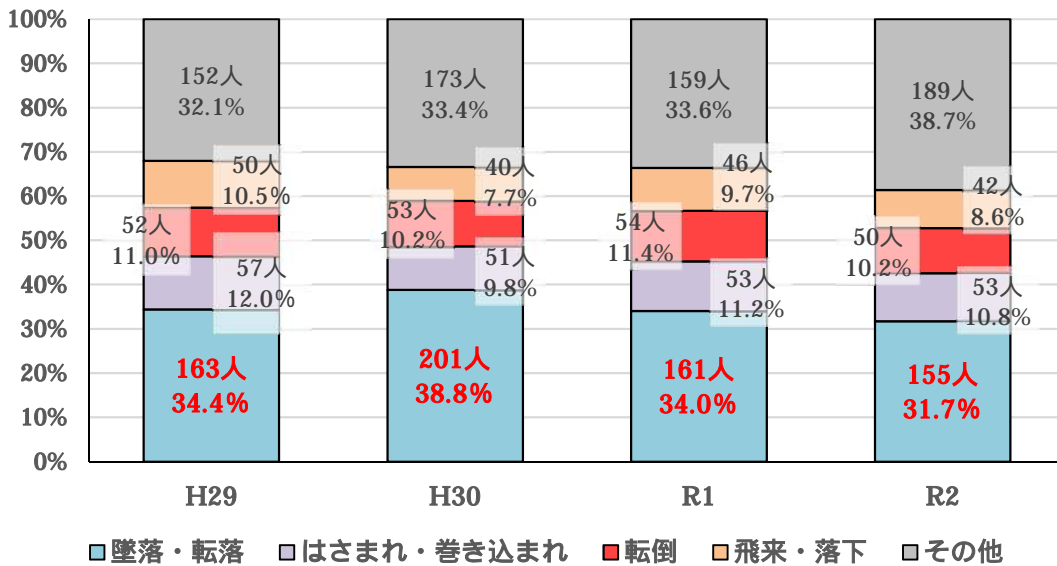
平成 29 年から令和 2 年までの期間における事故の型別死亡者数の割合

建設業における事故の型別（死亡災害）



平成 29 年から令和 2 年までの期間における事故の型別休業 4 日以上死傷者数の割合

建設業における事故の型別（死傷災害）



建設業労働災害防止強化月間

建設業における労働災害を防止するため、7月を**建設業労働災害防止強化月間**と定め、統括安全衛生管理の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（以下「推進要綱」という。）の普及促進等、事業者・関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の**死亡災害ゼロ**を目指します！



令和3年7月
7月1日▶31日

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、パトロール、研修、災害防止協議会等「3つの密」[※]の場面になる実施事項については、厚生労働省にて作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、感染防止対策を徹底してください。

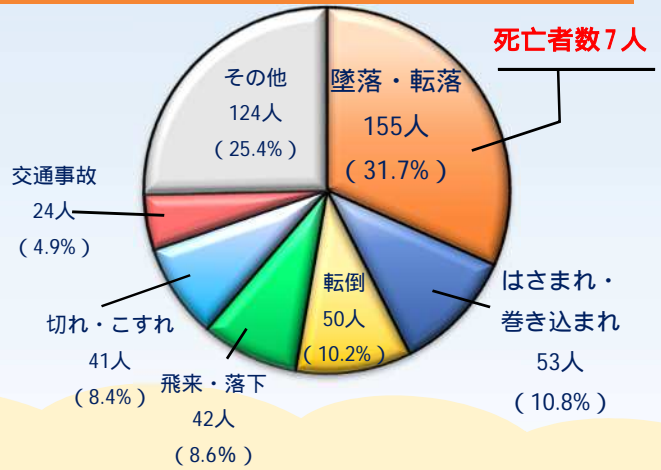
※：密閉空間、密集場所、密接場面



建設業における死亡者数と死傷者数の推移



建設業における令和2年事故の型別死傷災害発生状況



重点事項

- ◆ 墜落・転落災害の防止
- ◆ 墜落制止用器具の使用促進
- ◆ 重機等災害の防止
- ◆ 土砂崩壊災害の防止
- ◆ 解体工事での災害防止
- ◆ リスクアセスメントの実施
- ◆ 高齢者・外国人の災害防止
- ◆ 一人親方等の安全確保
- ◆ 現場における火災防止
- ◆ 復旧工事等での災害防止
- ◆ 交通労働災害の防止
- ◆ 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- ◆ 熱中症の予防
- ◆ 石綿等の健康障害防止

「STOP!墜落・転落災害根絶キャンペーン」

-多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組- **実施中!**

兵庫労働局HP (STOP!墜落・転落災害根絶キャンペーン案内ページ)



令和4年1月2日以降は、

旧構造規格の

墜落制止用器具（安全帯）

が**使用禁止**となります！



主唱 兵庫労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会兵庫県支部
協賛 (一社)兵庫労働基準連合会、(公社)建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部、(一社)日本クレーン協会兵庫支部

「令和3年建設業労働災害防止強化月間実施要綱」実施事項（概要）

<主唱者>

- (1) 関係団体、事業者、局署によるパトロール
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督・個別指導
- (3) 足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱に基づく支援策の取組
- (6) 建設工事関係者連絡会議の開催
- (7) 発注機関等への実施要綱の取組要請
- (8) 建設職人基本法及び基本計画の周知
- (9) 集団指導の実施
- (10) 要綱の周知、広報誌等による広報活動等

<発注者（要請事項）>

- (1) 現場担当職員に対する教育・研修の実施
- (2) 工事計画段階における安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化、工期の平準化や弾力化等
- (4) パトロール、協議会の設置と安全活動の推進
- (5) 入札参加指名時における安全成績の優良な業者の選定及び自主的活動を評価する仕組導入

<工事実施者（建設店社及び建設工事現場）>

- (1) 経営首脳による強化月間の目標の設定、現場パトロール等、安全衛生管理活動の推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメントの実施に基づく、安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステムに基づく、計画・実施・評価・改善の取組

(5) 墜落・転落災害の防止

適正な足場等の設置
ロープ高所作業の危険防止措置
推進要綱に基づく対策
STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーンの取組
手すり先行工法等、より安全な措置
フルハーネス型墜落制止用器具の使用の推進
作業主任者の職務励行
足場設置が困難な場合の墜落制止用器具
取付設備の設置
はしご等からの墜落防止対策



(11) 一人親方等の安全確保

安全衛生に関する措置を統一的に実施
労災保険の特別加入制度への加入勧奨

(12) その他の安全対策

STOP! 転倒災害プロジェクトに基づく対策
木造家屋建築工事における足場先行工法の実施
チェーンソーによる伐木等作業に係るガイドラインに基づく対策
復旧・復興工事での災害防止対策
火災防止対策
ずい道工事に係る各ガイドラインに基づく対策
交通労働災害防止対策
荷役ガイドラインに基づく取組
職長・安全衛生責任者教育の実施



(6) 重機等災害の防止

有資格者の配置 作業計画の作成
路肩の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置
作業半径内の立入禁止措置

(7) 土砂崩壊災害の防止

土止め先行工法の採用と普及

(8) 解体工事での災害防止

作業計画の作成 上下作業の禁止
合図の統一 保護具の適正使用



(9) 高齢労働者の災害防止

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく対策

(10) 外国人労働者の災害防止

外国人労働者に配慮した安全衛生教育の実施、現場内の掲示等

(13) 熱中症の予防対策

熱中症予防基本対策要綱に基づく対策

(14) 石綿及び化学物質による健康障害防止対策

改正石綿則に基づく石綿ばく露防止対策
ベンジルアルコール等を含有する剝離剤を使用した塗料の剝離作業における災害防止
溶接ヒュームに係る改正特化則に基づく対策
第9次粉じん総合対策に基づく推進

(15) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインの実践において「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した感染防止対策

令和3年 建設業労働災害防止強化月間実施要綱



第1 趣 旨

兵庫県内の全産業における労働災害は長期的には減少傾向にあるが、令和2年の死傷者数（休業4日以上、以下同じ。）は5,381人となり前年に比べ455人増加し、死亡者においては3人増加し34人となった。

建設業における令和2年の死傷者数は、489人となり前年より16人増加し、死亡者数は、1人増加の12人となった。

令和2年の建設業における死傷者数を事故の型別でみると「墜落・転落」災害が31.7%と最も多く、そのうち死亡者の7人が「墜落・転落」による災害となっている。墜落災害は、高所作業における安全な作業床、手すりの設置や墜落制止用器具の使用など、墜落防止対策の未実施が原因で発生していることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれる。

このような状況の中、リスクアセスメントにより潜在する危険性を評価し、適切な措置を講ずるとともに、労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の徹底、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（以下「推進要綱」という。）に基づく対策の実施を図ることが重要である。

また、墜落・転落災害の多発に鑑み、墜落・転落災害が発生することを防止するため、あらゆる機会に墜落・転落災害防止対策の重要性や必要な情報を発信し、自主的な安全衛生活動の促進につないでいく高所作業の安全対策の動機付け支援として、令和3年4月1日から「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を実施しているところである。

このため、本年度も7月を「令和3年建設業労働災害防止強化月間」（以下「強化月間」という。）と定め、新型コロナウイルス感染症拡大防止に十分に配慮した上で、元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底、法令に則した発注・施工、リスクアセスメントの確実な実施による労働災害防止活動の推進、推進要綱の普及促進等、事業者のみならず、行政、発注者、災害防止団体等の関係者が一丸となって、県下全域で集中的かつ効果的な労働災害防止活動の推進を図ることとし、実施期間中の死亡災害ゼロを目指す。

第2 実施時期 令和3年7月1日から令和3年7月31日まで

第3 主 唱 ・ 兵庫労働局 ・ 各労働基準監督署
 ・ 建設業労働災害防止協会 兵庫県支部

第4 協 賛 ・ 一般社団法人 兵庫労働基準連合会
 ・ 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会兵庫県支部
 ・ 一般社団法人 日本クレーン協会兵庫支部

第5 重点事項

- ・ 足場等からの墜落・転落災害防止措置の確実な実施
- ・ 墜落制止用器具の適切な使用の促進
- ・ 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止
- ・ 土砂崩壊災害の防止
- ・ 解体工事における労働災害の防止
- ・ リスクアセスメント等の確実な実施
- ・ 高年齢労働者及び外国人労働者に対する労働災害の防止
- ・ 一人親方等の安全確保対策の実施
- ・ 建設現場における火災対策

- ・ 大規模な自然災害がもたらす復旧・復興工事における災害の防止
- ・ 交通労働災害の防止
- ・ 職長・安全衛生責任者の職務の励行
- ・ 熱中症の予防
- ・ 石綿及び化学物質による健康障害防止対策の徹底

第6 実施事項

1 主唱者

- (1) 関係災害防止団体、事業者、局署によるパトロールの実施
- (2) 建設工事現場に対する集中的な監督指導・個別指導の実施
- (3) 建設業者及び発注者に対する労働安全衛生規則に基づく足場からの墜落防止措置の周知と履行確保
- (4) 推進要綱に基づく対策の周知
- (5) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要項に基づく支援策の取組
- (6) 建設業の労働災害防止に係る建設工事関係者連絡会議の開催
- (7) 発注機関等への強化月間実施要綱の取組要請
- (8) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づく、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画の周知
- (9) 建設業に係る労働災害防止を主眼とした集団指導等の実施
- (10) その他建設店社及び建設工事現場に対する強化月間実施要綱の周知、広報誌等による広報活動等

2 発注者（要請事項）

- (1) 現場担当職員に対する労働安全衛生法令についての教育・研修の実施
- (2) 工事の計画段階における工期、工法、作業要領等についての安全衛生事前審査の徹底
- (3) 発注条件の適正化（施工の安全衛生に配慮した発注、建設工事における安全衛生経費の確保）、計画的な発注及び工期の平準化や弾力化等
- (4) 発注者を中心としたパトロール、関係事業者全てを構成員とする災害防止協議会の設置と、その決定に基づく安全衛生活動の推進
- (5) 入札参加者指名時における安全成績の優良な業者の選定及びリスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等、自主的な安全衛生活動の取組を評価する仕組みの導入

3 工事实施者（建設店社及び建設工事現場）

- (1) 経営首脳による強化月間における目標の設定及び現場パトロール等の安全衛生管理活動の推進
- (2) 元方事業者による統括安全衛生管理と関係請負人に対する指導の徹底
- (3) リスクアセスメント（化学物質を含む。）の実施に基づく工事安全衛生目標の設定及び工事安全衛生計画の作成・実施
- (4) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（略称コスモス）に基づく管理活動の推進、安全衛生活動の達成状況の評価とそれに基づく計画・活動要領等の見直し・改善
- (5) 墜落・転落災害の防止対策
 - ア 労働安全衛生規則に基づく適正な足場等の設置
 - イ のり面保護工事等、労働安全衛生規則に基づくロープ高所作業に係る危険防止措置
 - ウ 推進要綱に基づく対策の実施
 - エ 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱に基づく対策の実施
 - オ 手すり先行工法の積極的な採用等、より安全な措置

- カ 十分な敷地を確保できる場合は一側足場ではなく本足場を設置
- キ 保護帽（墜落時保護用）、保護具の適正使用及び高所作業時における墜落制止用器具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用
- ク 墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2号）に基づく墜落・転落防止対策の推進
- ケ 足場の組立て等作業主任者、木造建築物の組立て等作業主任者等による職務の励行
- コ 屋根改修工事や太陽光パネル取付工事等において、足場の設置が困難な場合の適切な墜落制止用器具取付設備の設置
- サ はしご、脚立等からの墜落・転落災害防止対策の実施
- (6) 車両系建設機械及び移動式クレーン災害の防止対策
 - 有資格者の配置、作業計画の作成、作業手順・合図の確認、路肩等の崩壊防止、幅員の確保、誘導者の配置、作業半径内における立入禁止措置等接触防止対策の実施及び移動式クレーン構造規格等の改正に基づく安全確保
- (7) 土砂崩壊災害の防止対策
 - 上下水道やガス、電気等のインフラ整備に伴う小規模な溝掘削作業（掘削深さが概ね1.5メートル以上4メートル以下で、掘削幅が概ね3メートル以下の溝をほぼ鉛直に掘削する作業）における土止め先行工法の採用
- (8) 解体工事における労働災害の防止対策
 - 鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物等の解体工事において、リスクアセスメントの手法を用いた作業計画の策定、現場責任者・作業主任者の直接指揮、上下作業の禁止、合図の統一、保護帽（墜落時保護用）・墜落制止用器具等の適正使用
- (9) 高齢労働者に対する労働災害の防止対策
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号）に基づいた職場環境の整備
 - イ 身体機能の低下を防ぐための運動の促進
 - ウ 高齢労働者に対する基礎疾患に伴う労働災害発生リスクに係る教育の実施
 - エ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者が、労働災害につながるような状態で作業に従事することがないように健康管理及び注意喚起の実施
- (10) 外国人労働者に対する労働災害の防止対策
 - 外国人労働者に配慮した適切な安全衛生教育の実施及び建設現場内に外国人労働者が理解できる労働災害防止に関する標識、掲示及び表示
- (11) 一人親方等の安全確保対策
 - ア 一人親方等が業務中に被災した災害の把握
 - イ 建設現場においては、労働者だけでなく、一人親方等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施
 - ウ 一人親方等の安全及び健康への配慮、業務の特性や作業の実態を踏まえ、安全衛生に関する知識習得等についての援助
 - エ 建設現場において、労働者としての実態がある者については、労働者として対応するとともに、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への積極的な加入勧奨
- (12) その他の安全対策
 - ア 「今後の転倒災害防止対策の推進について（令和元年6月17日付け基安発0617第1号）」に基づいた「STOP！転倒災害プロジェクト」に定める転倒災害防止対策の推進
 - イ 木造家屋建築工事における足場先行工法による工事の実施、安全衛生管理体制の整備
 - ウ チェーンソーによる伐木等作業における特別教育の実施及び「チェーンソーによる伐木

- 等作業の安全に関するガイドライン（平成 27 年 12 月 7 日付け基発第 1207 第 3 号、令和 2 年 1 月 31 日付け基発 0131 第 1 号改正）に基づく対策の実施
- エ 大規模な自然災害がもたらす復旧・復興工事における労働災害の防止
- オ 建設現場において有機溶剤等を取扱う際の火災防止対策の実施
- カ ずい道等建設工事について、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」（平成 30 年 1 月 18 日基発 0118 第 1 号）「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」（平成 29 年 3 月 21 日基発 0321 第 4 号）に基づく対策の実施
- キ 現場と事務所間の往復時等、交通労働災害防止のためのガイドライン（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号）に基づく交通労働災害防止対策の推進及び道路上で作業する労働者に反射材を貼付したベストを着用させるなど、視認性向上による交通労働災害の未然防止
- ク 建設工事現場において、荷役作業に従事する陸上貨物運送事業の労働者に対する荷役ガイドラインに基づく荷主等としての取組の推進
- ケ 新規入場者教育、職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育等（平成 29 年 2 月 20 日基発 0220 第 3 号）建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施
- (13) 熱中症の予防対策
 - ア 職場における熱中症予防基本対策要綱（令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 4 号）に基づく対策の実施
 - イ 健康診断結果を用いた就業上の措置、作業開始前の健康状態の確認
 - ウ 作業を管理する者や労働者に対する労働衛生教育の実施
- (14) 石綿及び化学物質による健康障害の防止対策
 - ア 令和 2 年 10 月 1 日から段階的に施行されている改正石綿則に基づく建築物の解体工事等における石綿ばく露防止対策の徹底
 - イ 剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害の防止について（令和 2 年 8 月 17 日付け基安化発 0817 第 1 号、令和 2 年 10 月 19 日付け基安化発 1019 第 1 号改正）に基づくベンジルアルコール等を含有する剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止
 - ウ 塗装作業等における有機溶剤中毒の予防、塗料等の掻き落とし作業に係る鉛等有害物、特定化学物質に係るばく露防止対策の徹底及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
 - エ 令和 3 年 4 月 1 日から段階的に施行されている溶接ヒュームに係る改正特定化学物質障害予防規則に基づくばく露防止対策の実施
 - オ 酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業における災害防止対策の徹底
 - カ 通風の不十分な場所における内燃機関の使用による一酸化炭素中毒防止対策の徹底
 - キ 第 9 次粉じん障害防止総合対策に基づく対策の推進及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（平成 12 年 12 月 26 日基発第 768 号の 2、令和 2 年 7 月 20 日付け基発 0720 第 2 号改正）に基づく対策の実施
- (15) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策
 - 「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日国土建第 18 号（令和 2 年 12 月 24 日改訂））の実践において、厚生労働省にて作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した、職場の状況に応じた感染防止対策の徹底

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！

STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン

— 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 —



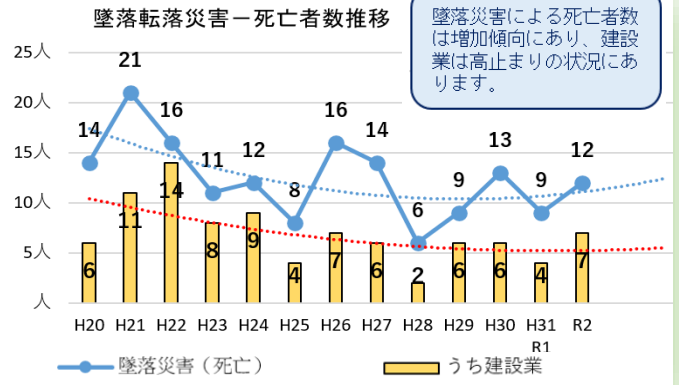
【実施期間 令和3年4月1日～12月31日】

兵庫労働局HP

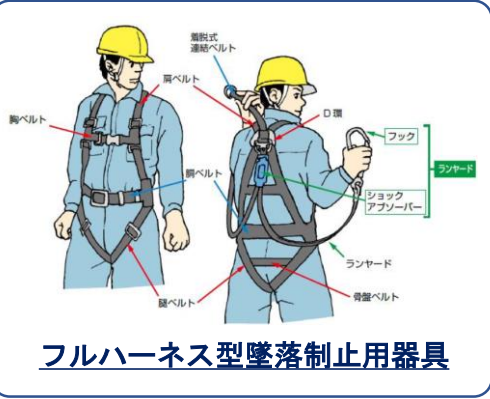
兵庫県下における令和2年に発生した労働災害の死亡者は34人、うち「墜落・転落」災害による死亡者は12人(35.3%)で、事故の型別ではもっとも多く発生しました。

「墜落・転落」災害は、一人作業の時に多く発生しており、労働者を直接指揮する立場の職長や作業主任者等において、墜落制止用器具(安全带)の使用状況を十分確認していない(相互チェック不足)ことも一因となっています。

兵庫労働局は、働く人が、墜落防止対策が十分講じられない環境下で高所から墜落することを未然に防止するため、事業者に対し、具体的な墜落防止対策、墜落制止用器具の重要性、職長等の職務履行の徹底など、墜落防止対策の重要性を発信し、事業場の自主的な安全衛生活動の促進につなぐ『高所作業の安全対策の動機づけ支援』として、『STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン』を実施してまいります。



墜落災害による死亡者数は増加傾向にあり、建設業は高止まりの状況にあります。

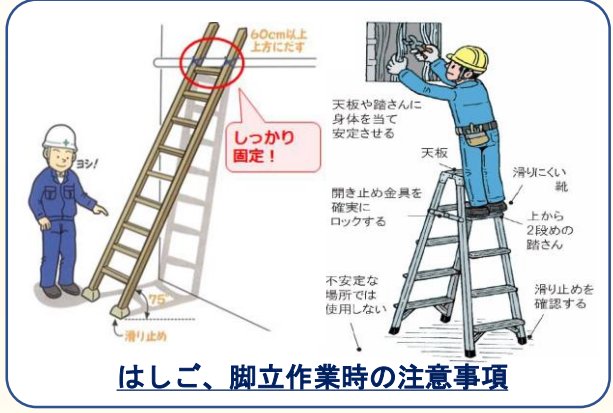


令和2年に兵庫県内の建設業で発生した「墜落・転落」災害による死亡者数7人は、**全国ワースト1**です！

命を守るため、必ず墜落制止用器具を使用しましょう！

令和4年(2022年)1月2日以降は、**旧構造規格の墜落制止用器具(安全带)が使用禁止となります！！**

- 高所作業を行う場合は「墜落制止用器具」(安全带)のフック(コネクタ)を必ず、丈夫な設備に掛けましょう！
- フルハーネス型墜落制止用器具を使用しましょう！
- 「職長」、「作業主任者」等は、労働者を指揮監督する重要な役割をもつ「安全のキーマン」です。墜落制止用器具の使用状況をしっかり確認しましょう！
- 建設業では、現場入場後、一週間以内に死亡するケースが多発しています！(令和2年:7人、令和元年:8人)「新規入場者教育」を形骸化せず、確実に実施しましょう！



「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱

－ 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 －

1 趣旨

兵庫労働局は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（計画期間：平成30年度から令和4年度まで）」により、計画期間中の労働災害による死亡者数を平成29年と比較して15%以上減少（25人以下）、休業4日以上 の死傷者数を5%以上減少（4,554人以下）させることを目標とし、労働災害防止対策を推進しています。

令和2年は、急増する死亡災害の発生に対して、11月20日から年末年始にかけて取り組んだ「兵庫緊急死亡労働災害根絶運動」により、一定の歯止めはかかったものの、死亡者数は34人（死亡災害速報値）であり、なかでも最も多く発生した「墜落・転落」災害によって、12人の労働者の尊い命が失われました。

「墜落・転落」災害は、職長や作業中の労働者を直接指揮監督する者（以下「職長等」という。）又は作業主任者が、労働者の墜落制止用器具※（旧呼称：安全帯）の使用を十分監視しない状況のなか、一人作業の労働者が高所から墜落する傾向が多くみられます。中には高所作業を行うにも拘わらず、墜落制止用器具や保護帽（墜落時保護用のもの。以下同じ。）が未装着であっても作業を容認する状況もあり、「墜落・転落」災害は、未だに労働安全衛生法（以下「法」という。）が遵守されておらず、また基本的な安全対策が講じられないことによつて発生しています。

兵庫県下の職場において、これ以上、「墜落・転落」災害による死亡災害を発生させないため、兵庫労働局では、労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、4月から「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開することをもって、墜落・転落災害防止対策、墜落制止用器具の適正な使用、職長等の重要性の周知を行う等、事業者の自主的安全衛生活動の促進につながる「高所作業の安全対策の取組への動機づけ」を図り、更なる墜落・転落災害防止対策の徹底に取り組むこととします。

※ 平成30年6月に公布された改正労働安全衛生法施行令において、安全帯の名称は「墜落制止用器具」に改正されたので、本実施要綱では「墜落制止用器具」と表記する。

2 実施期間

令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人 兵庫労働基準連合会
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫支部
日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部
RSTトレーナー会

5 主唱者の実施事項

- 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の周知
- 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する協力要請
- 監督指導及び個別指導の実施
- 労働局長、労働基準部長並びに労働基準監督署長による安全パトロールの実施
- 建設業労働災害防止協会兵庫支部及び各分会との合同パトロールの実施
- 公共工事発注機関との合同パトロールの実施
- 墜落制止用器具、保護帽等の安全保護具製造者との連携による説明会の実施
- 外部資源による集団支援、個別支援の活用を促進
- 実施要綱7及び8の事項に関する指導
- 法第60条に定める職長教育（以下「職長教育」という。）の受講に関する指導
- 職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長再教育」という。）の受講の勧奨
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業（墜落制止用器具の買い換えのための補助金）」の制度の周知及び活用の促進
- 高所作業に関する意識調査（自主点検）の実施
- キャンペーン啓発用リーフレットの作成
- 広報の実施

6 労働災害防止団体、関係機関等の実施事項

- 「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の会員事業場への周知
- 実施要綱7及び8に掲げる事項に関する支援
- 安全パトロールの実施
- 会員事業場が実施する墜落・転落災害防止対策への指導援助
- 職長教育及び職長再教育の受講に関する機会の確保
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業」の活用を促進
- 労働局が実施する高所作業に関する意識調査（自主点検）への協力
- 広報誌、ホームページ等への実施要綱等の掲載
- 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の支援

7 事業者が行う墜落・転落災害防止対策に係る実施事項

- 経営トップによる安全衛生方針表明及び職場の安全意識の高揚
- 高所作業におけるリスクアセスメントの実施並びに残留リスクの対応
- 墜落・転落災害防止に対する基本的な安全対策の実施
ア 丈夫な作業床、手すり並びに親綱等の設置
イ 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の確実な使用の徹底
ウ 高所における手すり、柵等の取り付け、並びに取り外し箇所の即時復旧
エ 高所作業実施前における作業手順の確認並びに連絡調整
オ 高所作業に対する安全教育の実施
カ 作業手順の遵守状況の確認
- 安全に昇降するための昇降設備の使用の徹底
- はしご、脚立等を使用した作業における墜落・転落災害防止対策の実施
- 職長教育又は職長再教育未受講者に対する教育の受講の促進
- 職長教育の講師の養成
- 職長、作業主任者等による確実な職務の励行
- 一人作業における安全対策の徹底
- 高齢労働者、未熟練労働者の適正な配置への配慮
- 職場巡視による墜落制止用器具の使用状況の確認
- 外部機関が行う集団支援又は個別支援の活用
- 労働安全コンサルタント等の専門家を活用した安全衛生水準の向上
- 「既存不適合機械等更新支援補助金事業」を活用したフルハーネス型墜落制止用器具※の買換の促進
- 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

8 業種の特性に応じた墜落・転落災害防止対策に係る実施事項

- 建設業における実施事項
ア 足場等からの墜落・転落災害防止対策の実施
イ 手すり先行工法、足場先行工法の積極的な採用
ウ 足場からの墜落転落防止措置並びにスレート等の踏み抜き防止措置の徹底
エ 足場の点検の実施（不備な箇所の即時復旧）
オ 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の確実な励行
カ 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
キ 職長教育の実施並びに確実な職務の励行
ク 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底並びに関係請負人における法令遵守の徹底
ケ 混在作業における適正な作業計画の作成と連絡調整の徹底
コ 新規入場者教育（一人親方等を含む。）の確実な実施と教育の形骸化の防止
- 製造業における実施事項
ア 高所での機械の点検・掃除等における墜落・転落災害防止対策の実施
イ 墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
ウ 職長教育の実施並びに確実な職務の励行
エ 高所作業における保護帽の正しい着用の徹底
- 林業における実施事項
ア 立木の枝払い作業等における墜落・転落災害防止対策の確実な実施
イ 適切な作業方法の実施
ウ U字吊り器具とフルハーネス型墜落制止用器具の併用による墜落・転落災害防止対策の推奨
エ 高所作業における保護帽の確実な着用の徹底
- 陸上貨物運送事業における実施事項
ア 車両の荷台等からの墜落・転落災害防止対策の確実な実施
イ 運転席の乗降時における三点支持の徹底
ウ 高所作業における保護帽の正しい着用の徹底
- 第三次産業及びその他の業種における実施事項
ア 階段の安全な昇降のため、物の放置の防止、十分な明るさ（照度）の確保、昇降時の注意を促す標識の設置等、墜落・転落災害防止のための必要な措置の実施
イ キャスター付き椅子の踏み台利用の禁止

9 フルハーネス型墜落制止用器具及び保護帽の適正使用の徹底

- 二丁掛け※の推奨及び一定の高さ以上の高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底
- フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育を必要とする労働者に対して確実に特別教育を実施
- 墜落制止用器具及び保護帽の機能の点検並びに不良品の交換等、適正な保守・管理を実施
- 令和4年（2022年）1月2日以降において、旧構造規格による墜落制止用器具（安全帯）の使用の禁止を徹底し、現構造規格（平成31年1月25日付厚生労働省告示第11号）を具備する墜落制止用器具の使用を徹底

10 職長等による職務の確実な励行

職長等又は作業主任者は、“安全衛生のキーマン”として重要な立場にあることを理解し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための必要な事項等における職務を確実に励行

※ 「フルハーネス型墜落制止用器具」とは、墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

※ 「二丁掛け」とは、墜落制止用器具の2本のランヤードを交互に掛け替えることにより、常に構造物とランヤード間が連結され、高所での不使用状態を無くし、墜落の危険性を回避し、安全性を向上させるもの。

兵庫労働局 局長パトロールの実施について（詳細）
—令和3年度全国安全週間 / 建設業労働災害防止強化月間—

1 実施日等

令和3年7月1日（木曜日）13時30分から15時50分頃

2 集合場所

神戸市役所4号館1階101会議室（別添：現場案内図）
（集合時間13時30分（厳守））

3 パトロール対象現場（事業場）

- (1) 工事名称 : (仮称)新中央区総合庁舎他建設工事
- (2) 元方事業者 : 大林組・神鋼興産建設特定建設工事共同企業体
- (3) 現場所在地 : 神戸市中央区東町114、115
(現場事務所 : 神戸市中央区播磨町45 The45ビル地下2階)
- (4) 発注者 : 神戸市行財政局

4 パトロール実施者

兵庫労働局	局長、安全課長、安全主任
神戸東労働基準監督署	署長、安全衛生課長
建設業労働災害防止協会兵庫県支部	支部長、専務理事、安全管理士
同 神戸東分会	安全指導者

5 当日のタイムテーブルについて

13:30～14:00 工事概要等説明（神戸市役所4号館101会議室）
14:10～15:15 局長要請等（全作業対象）、その後現場巡視
この間、報道関係者からの取材

6 服装、携行品関係について

保護帽（ヘルメット）、安全靴を着用してください。
保護帽（ヘルメット）の貸与を希望する場合は、6月28日（月）までに、兵庫労働局安全課まで連絡してください。（TEL 078-367-9152 担当：黒田、小川）
なお、安全靴がない場合は、動きやすいしっかりした靴底のものを着用してください。

7 局長挨拶（要請）について 14:10頃開始（雨天決行）

場所：建設現場内、地上1階昼礼会場
（当日の入場作業員数：最大60名）

8 駐車場等について

なるべく公共交通機関をご利用ください。

現場敷地内の駐車場はないため、周辺のコインパーキング等をご利用ください。

現場北側に「タイムズ ストロングビル(7階建て)」あり。

9 写真撮影について

会議室内における工事概要等説明につきましては撮影をご遠慮願います。

工事現場内の撮影は自由です。(撮影禁止場所はありません。)

10 その他(新型コロナウイルス感染症対策等)

(1) パトロール時間全般にわたり、マスクの着用をお願いします。

(2) 入室時に検温を実施し、37度以上の方は入室を禁止願うことがあります。

(3) パトロール中において、発熱、風邪等の症状等、体調不良が生じた場合は、取材を控えていただくようお願いします。

兵庫労働局長 安全パトロール
〔現場案内図〕

元方事業者：大林組・神鋼興産建設特定建設工事共同企業体
工事名称：(仮称)新中央区総合庁舎他建設工事

(現場所在地：神戸市中央区東町 114、115 (TEL 078-381-9674))

集合場所：神戸市役所 4号館 101 会議室
(神戸市中央区江戸町 97)

電車で来られる方

JR三宮駅、阪神・阪急神戸三宮駅 下車 南へ徒歩 5 分 (約 600m)

車で来られる方

駐車スペースがありませんので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。



(仮称)新中央区総合庁舎他建設工事

完成予定図



工事概要

工事名称	(仮称)新中央区総合庁舎他建設工事
施工場所	神戸市中央区東町114,115
発注者	神戸市行財政局
設計	神戸市建築住宅局
施工	大林組・神鋼興産建設特定建設共同企業体
工期	令和2年8月20日～令和4年6月30日
主用途	公共施設(区役所)、集会所等
主体構造	S造
階数	地下1階 地上13階 塔屋1階
敷地面積	約5,597㎡
建築面積	約1,880㎡
延床面積	約1万9,300㎡